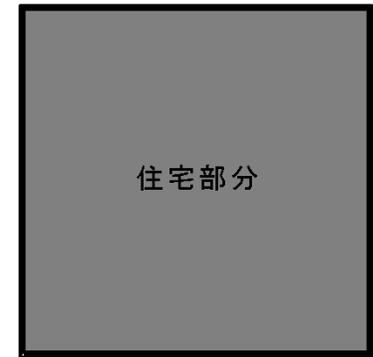
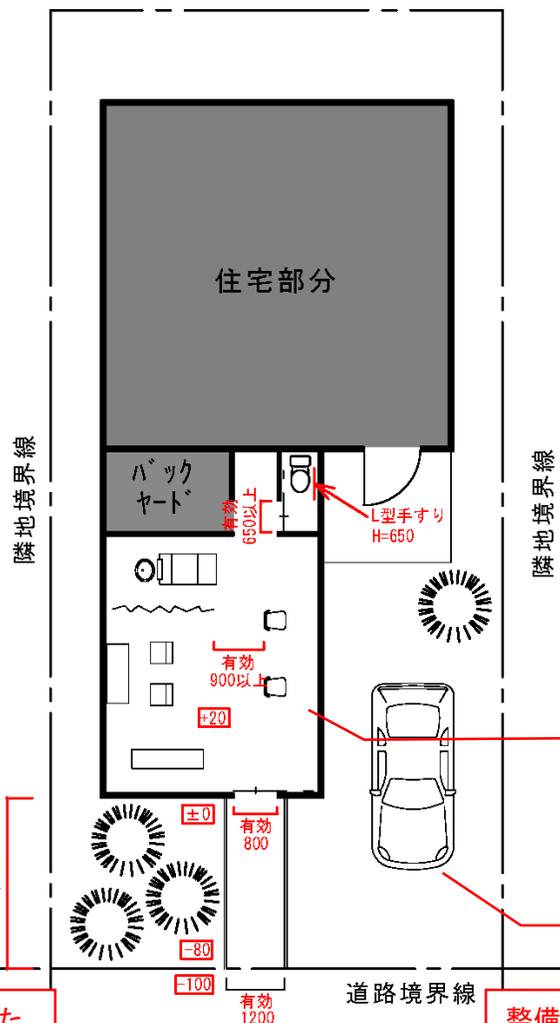


隣地境界線



2階平面図

「廊下等」の規定は店舗の部分が200㎡超の場合に適用されます。200㎡以下の場合も、有効幅員で90cm以上確保することが望めます。

駐車場の計画がある場合、来客用の駐車場の有無の記載をお願いします。

傾斜路の角度を確認するため、傾斜路の長さの記載をお願いします。

整備対象外部分とは、従業員等、不特定多数の方が使用しない部分をいいます。審査の円滑化のため、対象外部分については図面に表記をお願いします。

整備対象外部分：

配置図兼1階平面図

福祉のまちづくり条例	配置図兼平面図	図面番号 A-1
	福祉のまちづくり設計事務所 一級建築士 福祉 太郎	

図面等には設計者の記名をお願いします。